

## 規 則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改め、「採用された学校職員」の下に「で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。